

東京都市計画道路幹線街路環状第6号線の変更について(東京都決定)

1 変更概要

東京都より、東京都市計画道路幹線街路環状第6号線(以下、環状第6号線という。)の未整備区間である品川区大崎一丁目から大崎五丁目の約190メートルの区間について、現況において東京都の道路構造条例等を満たし、安全かつ円滑な交通が確保されていること等が確認されたため、現道合わせとする都市計画変更案(東京都決定)が示された。

また、平成10年の都市計画法改正に伴い、車線数を定めるよう努めることが同法施行令で規定されたことを受け、全線に渡り車線数を4車線及び6車線に決定する都市計画変更案についても併せて示されている。

なお、今回の都市計画変更案については、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、東京都から中野区に対する意見照会があったものである。

2 都市計画の案

別紙(総括図、計画書)

3 中野区に係る変更内容

車線数 (変更前) 指定なし ⇒ (変更後) 4車線
(中野区においては弥生町一丁目から東中野四丁目までの区間)

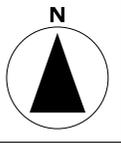
4 今後のスケジュール

令和5年11月17日 中野区ホームページに都市計画案の縦覧・意見募集の記事掲載
11月20日 中野区報に都市計画案の縦覧・意見募集の記事掲載
12月1日 都市計画案の縦覧・意見募集開始(令和5年12月15日まで)
令和6年1月以降 東京都都市計画審議会(諮問)
都市計画決定及び告示

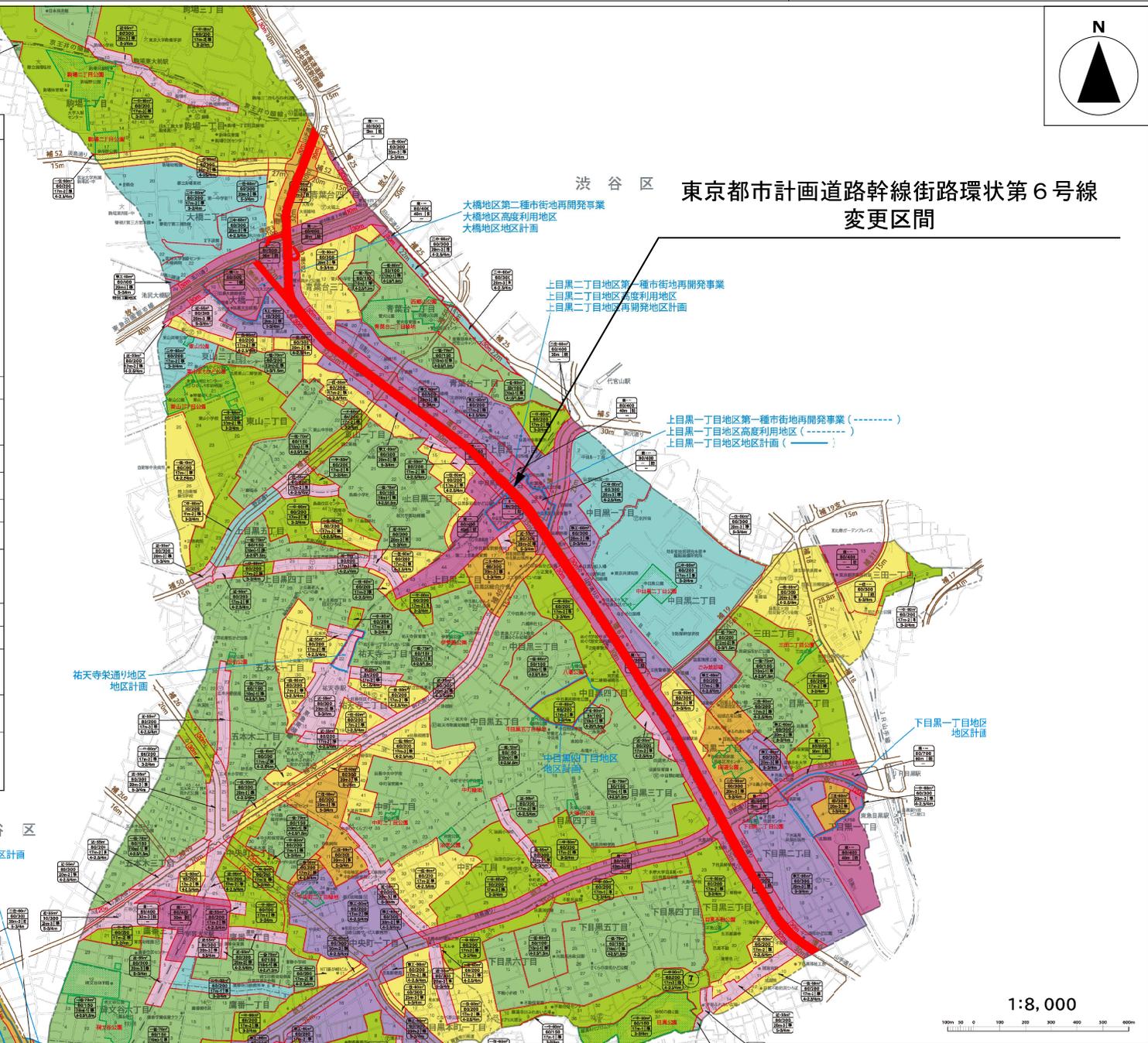
東京都市計画道路幹線街路環状第6号線 総括図2

[東京都決定]

縮尺 八千分の一



凡		例	
用途地域	一低	第一種低層住居専用地域 (敷地面積の最低限度 70㎡又は80㎡)	<p>●地域地区等の見方(例)</p> <p>●市街地再開発事業</p> <p>●高度利用地区</p> <p>●再開発地区計画</p> <p>●防火地域</p> <p>●生産緑地地区</p> <p>●都市計画道路</p> <p>●都市計画公園</p> <p>●日影規制</p> <p>●新たな防火規制</p>
	一中	第一種中高層住居専用地域 (敷地面積の最低限度 60㎡)	
	二中	第二種中高層住居専用地域 (敷地面積の最低限度 60㎡)	
	一住	第一種住居地域 (敷地面積の最低限度 40㎡ ※住居付アパルトメントの区域は除く)	
	二住	第二種住居地域 (敷地面積の最低限度 60㎡)	
	近	近隣商業地域 (敷地面積の最低限度 55㎡)	
	商	商業地域	
	準工	準工業地域 (敷地面積の最低限度 60㎡)	
	特別工業地区	特別工業地区 (敷地面積の最低限度 60㎡)	
	文教地区	第一種	
第二種		第二種文教地区	
高度地区	斜線型	第一種・第二種・第三種	
	絶対高さ型	17m・21m・30m・40m 50m・60m	
	最低限度高度地区	7m (建築物の高さ 敷地面積7㎡以上)	
高さの限度	高さの制限	10m・12m	
防火地域	防火地域		
	準防火地域		
生産緑地地区	生産緑地地区		
都市施設	都市計画道路	都市計画道路の名称 都市計画道路の計画幅員	
	都市計画公園および都市計画緑地		
日影規制	日影規制時間	冬之、冬之、5-3	
	測定面	1.5m、4m	
新たな防火規制 (新防火)	東京都市計画安全条例 第七条の三第一項に 基づく指定区域		



1:8,000



東京都計画道路幹線街路環状第6号線 変更区間

凡 例

＜地域地区＞

- 用途地域
 - 第一種低層住居専用地域 6%)
 - 第二種低層住居専用地域 6%)
 - 第一種中高層住居専用地域 6%)
 - 第二種中高層住居専用地域 6%)
 - 第一種住居地域 6%)
 - 第二種住居地域 6%)
 - 準住居地域 6%)
 - 近隣商業地域 8%)
 - 商業地域 8%)
 - 準工業地域 6%)

- 容積率・高度地区・日影規制
 - 容積率を示す(%)
 - 高度地区を示す
 - 日影規制対応を示す
 - 最低限高度地区

- 特別用途地区
 - 第一種工業地区
 - 第一種文教地区
 - 第二種文教地区
- その他
 - 第一種風致地区
 - 第二種風致地区
 - 特別緑地保全地区
 - 駐車場整備地区

＜都市計画施設＞

- 都市計画道路
 - 完了部分
 - 事業決定部分
 - 計画決定部分
 - 廃止部分

※事業主が東京都区部の都市計画道路(完了部分を除く)
環状4号線、5号線、補助1号線、2号線、50号線、53号線、61号線、211号線、歩・白1号線

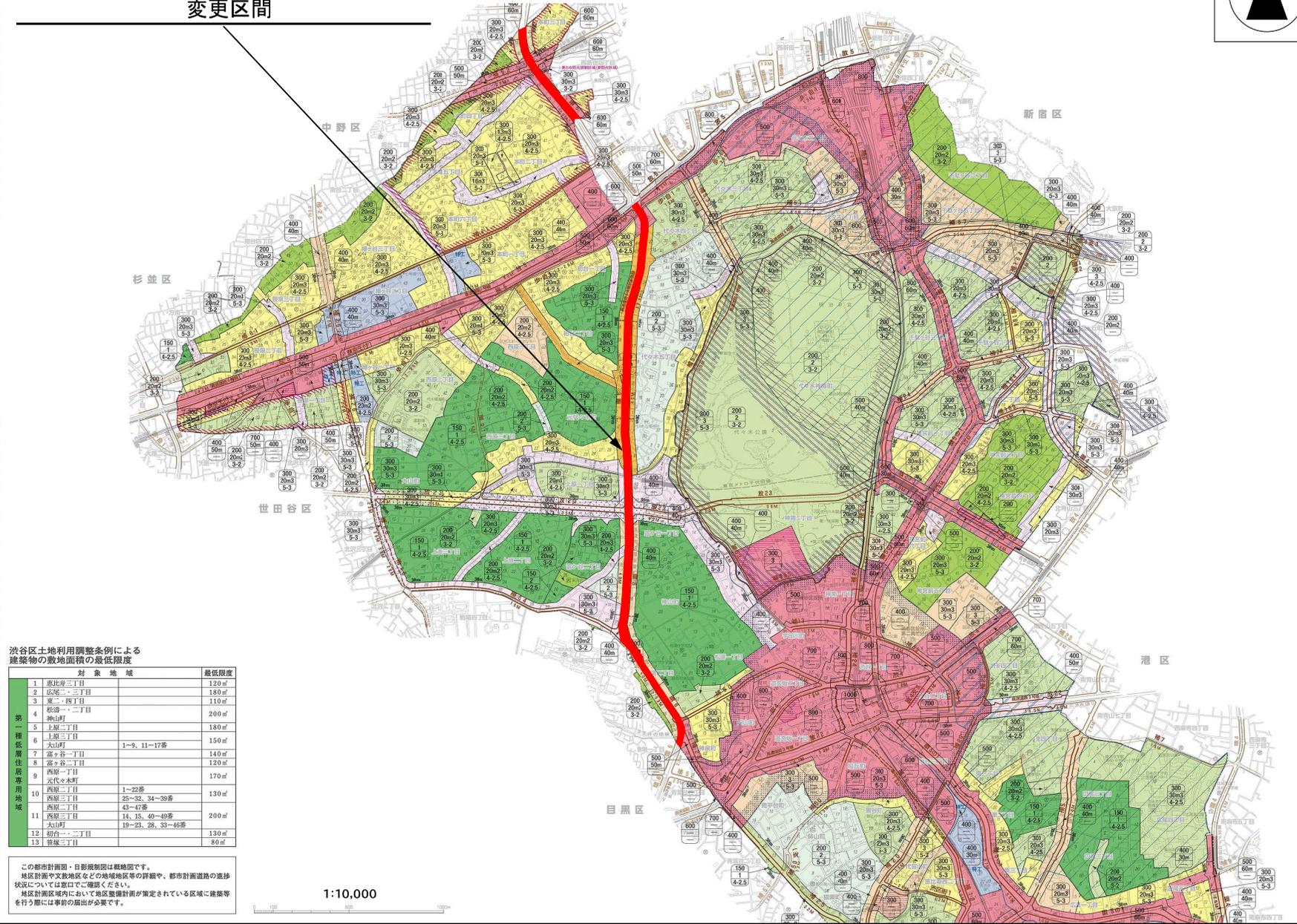
※事業主が中野区等の都市計画道路(完了部分を除く)
補助1号線、165号線、池田1号線、池田2号線

※第1次都市計画マスタープラン(環境整備)から内容を整理して優先的に整備する路線。

※事業主が都府庁 環状5号線、補助1号線、33号線、33号線、61号線
※建設費の大部分(約9割程度)は、都府庁の負担により現在事業中

●防火・準防火・新防火地域

防火地域(容積率400%以上の区域及び
準防火地域一上区以外の渋谷区全域
新たな防火規制区域(新防火地域)



渋谷区土地利用調整条例による
建築物の敷地面積の最低限度

対 象 地 域	最低限度
1 恵比寿三丁目	120㎡
2 広尾二・三丁目	180㎡
3 東二・四丁目	110㎡
4 渋谷一・二丁目	200㎡
5 上原二丁目	180㎡
6 上原三丁目	150㎡
7 富ヶ谷一丁目	140㎡
8 富ヶ谷二丁目	120㎡
9 西原一丁目	170㎡
10 西原二丁目	1~22番 130㎡
西原三丁目	25~32、34~39番 130㎡
43~47番	200㎡
11 西原三丁目	14、15、40~49番 200㎡
大田町	19~23、28、33~45番 130㎡
12 初台一・二丁目	130㎡
13 榎葉三丁目	80㎡

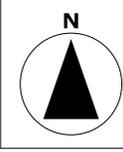
この都市計画図・日影規制図は概略図です。
地区計画や文庫地区などの地域地区等の詳細や、都市計画道路の進捗状況については窓口でご確認ください。
地区計画区域内において地区整備計画が策定されている区域に建築等を行う際には事前の届出が必要です。

1:10,000

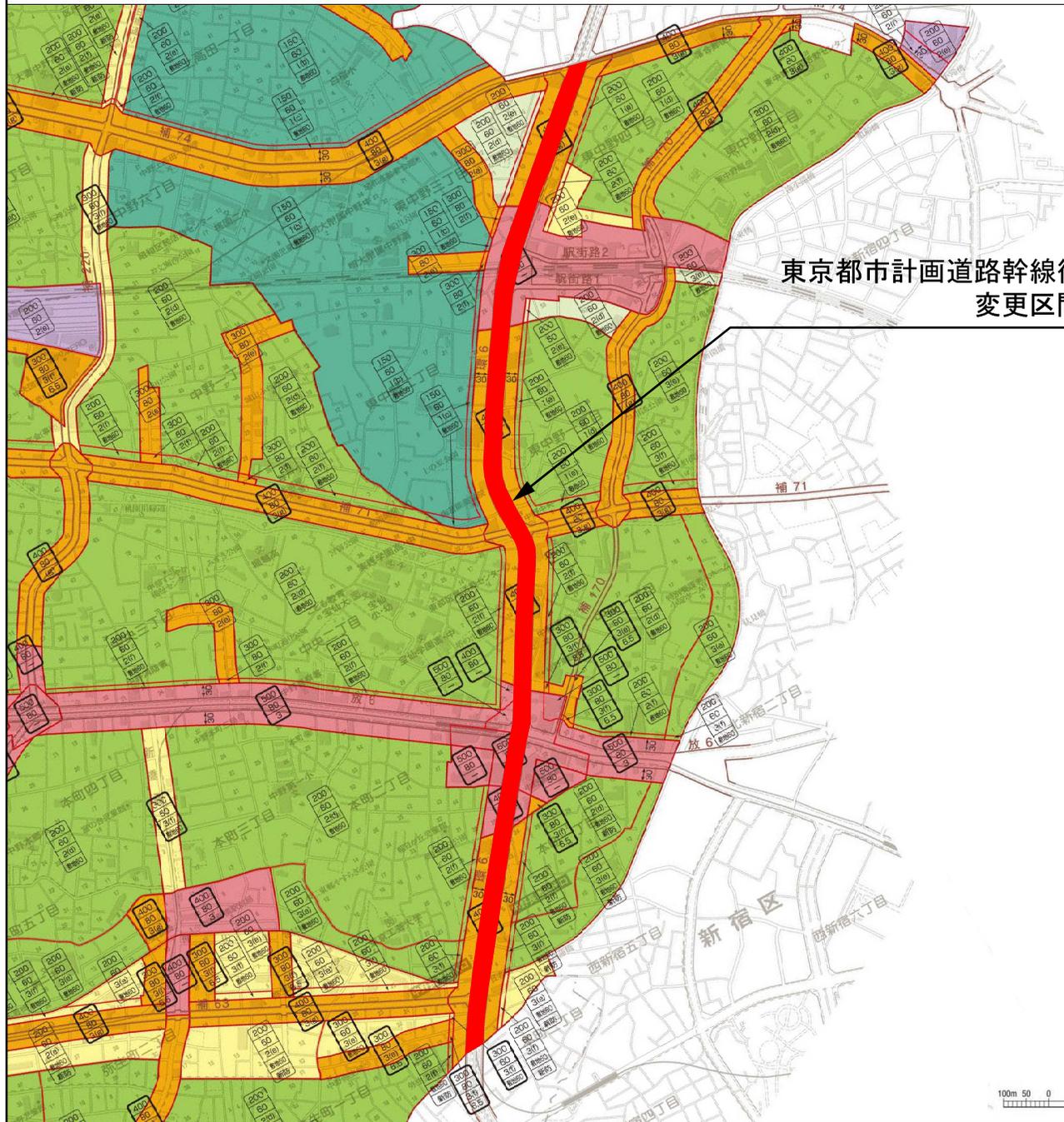
東京都市計画道路幹線街路環状第6号線 総括図4

[東京都決定]

縮尺 七千分の一



東京都市計画道路幹線街路環状第6号線 変更区間



- 用途地域・地区
- 平成16年6月24日 告示・施行 (用途地域地区等の全体見直し)
 - 平成18年3月31日 一部改正告示・施行 (妙正寺川・江古田川周辺)
[高度地区変更]
[高度地区、防火地域・準防火地域変更]
 - 平成21年3月31日 一部改正告示・施行 (中野四丁目地区)
[高度地区、防火地域・準防火地域変更]
 - 平成21年6月22日 一部改正告示・施行 (中野四丁目地区)
[高度地区、防火地域・準防火地域変更]
 - 平成23年8月19日 一部改正告示・施行 (中野四丁目地区)
[高度地区、防火地域・準防火地域変更]
 - 平成27年3月6日 一部改正告示・施行 (中野二丁目地区)
[用途地域、高度地区、防火地域・準防火地域変更]
 - 平成27年12月17日 一部改正告示・施行 (西野地区)
[用途地域、高度地区、防火地域・準防火地域変更]
 - 平成28年3月7日 一部改正告示・施行 (大和町中央通り沿道地区)
[用途地域、高度地区、防火地域・準防火地域変更]
 - 平成29年3月6日 一部改正告示・施行 (中野四丁目地区)
[用途地域変更]
 - 平成29年6月22日 一部改正告示・施行 (中野駅西口地区)
[用途地域、高度地区、防火地域・準防火地域変更]
 - 平成30年3月7日 一部改正告示・施行 (沼袋区画街路第4号線沿道地区)
[用途地域、高度地区、防火地域・準防火地域変更]
 - 令和2年10月7日 一部改正告示・施行 (中野四丁目地区)
[高度地区、防火地域・準防火地域変更]
- 東京都建築安全条例第7条の3関連 *区域図は裏面参照
- 平成15年10月1日 施行 (指定区域の構造制限を施行)
 - 平成21年 4月1日 一部改正告示・施行 (南台・弥生町区域の一部変更)

日影規制値の凡例

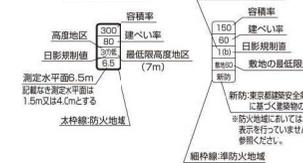
種別	規制される日影時間		測定 本平面 (7m基準) (7m基準)
	規制される範囲 (敷地境界線からの 水平距離)	測定範囲	
a	3時間以上	2時間以上	1.5m
	5m以上10m未満	10m以上15m未満	
b	4時間以上	2.5時間以上	4m
	5時間以上	3時間以上	
c	3時間以上	2時間以上	4m 又は 6.5m
	4時間以上	2.5時間以上	
d	4時間以上	2.5時間以上	6.5m
	5時間以上	3時間以上	
e	日影時間を指定しない区域		
f			
g			

商業地域以外で日影規制の種別が指定されていない場所は、「東京都日影による中高層建築物の設置の規制に関する条例第2条第4号」の規定により、日影規制の対象区域から除かれる区域です。

用途地域・地区の凡例

用途地域	種別	容積率	高さ地区	防火地域	建物の 高さ限度	最高 建屋 高さ
第1種低層住居 専用地域	■	40	80	準防火	85m	10m
		50	150		70m	
		60	150		60m	
第1種中高層 住居専用地域	■	60	200	準防火	第1種高さ	60m
					第2種高さ	
					第3種高さ	
第2種中高層 住居専用地域	■	60	200	準防火	第2種高さ	60m
					第3種高さ	
					防火	
第1種住居地域	■	60	200	準防火	第2種高さ	60m
					第3種高さ	
					準防火	
近隣商業地域	■	80	300	防火	第2種高さ	60m
					第3種高さ	
					準防火	
商業地域	■	80	400	防火	第3種高さ	60m
					第2種高さ	
					準防火	
準工業地域	■	60	200	準防火	第2種高さ	60m
					第3種高さ	
					準防火	
準工業地域 (特別工業地区)	■	60	200	準防火	第2種高さ	60m
					第3種高さ	
					準防火	

表示方法



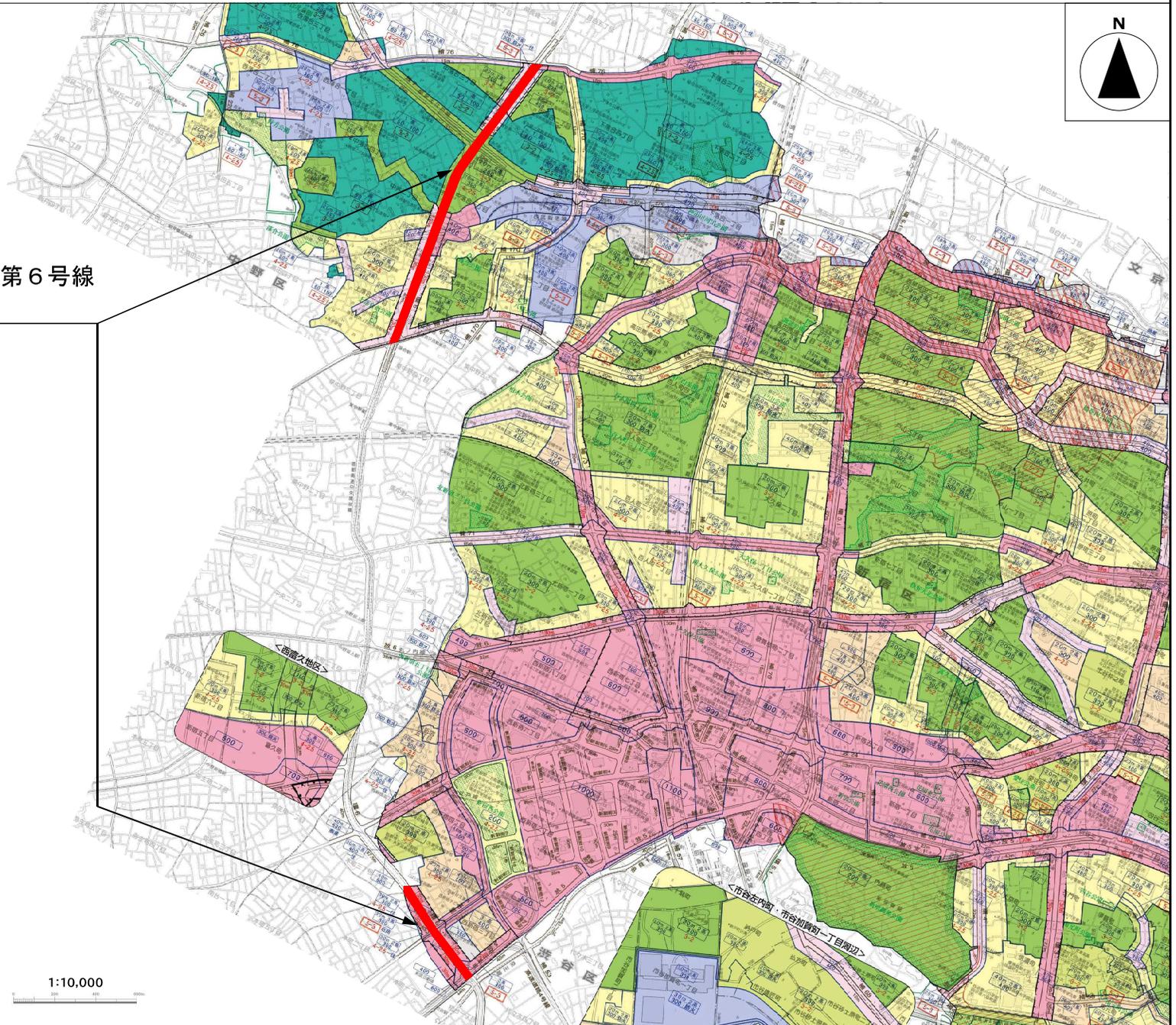
1:7,000



*敷地の最低限度は、都市計画法第8条第3項により定められたものです



東京都市計画道路幹線街路環状第6号線
変更区間



凡例

用途地域	重積率	区中数値の考え方
第一種低層住居専用地域 (高さの限度10m)	50・60	第一種低層専用地域の建築率は[50]と特記がある場合は50%、特記のない場合に60%です。
第一種中高層住居専用地域	60	高度地区 指定容積率(%)
第二種中高層住居専用地域	60	防火地域 防火地域又は準防火地域
第一種住居地域	60	容積率が430%以上の全区域と300%の一部区域(区中で「防火」と特記がある区域)は防火地域に指定されています。その他の区域は準防火地域に指定されています。
第二種住居地域	60	建蔽率の限度は防火地域内の耐火建築物等、準防火地域内の耐火建築物等、準耐火建築物等は角倉の制限により、緩和されることがあります。
近隣商業地域	80	容積率の限度は前面道路の幅員が12m未満の場合、その道路幅(メートル)に住居系地域では4/10、その他の地域では6/10を算じた数値が指定容積率より低い場合にはその数値が容積率の限度になります。
商業地域	80	
準工業地域	60	
特別用途地域	60	
特別用途地区		
第一種文教地区		第二種文教地区
中高層住居専用地域	区分	第一種 第二種 第三種 第五種
	指定容積率(%)	300%以下 400% 500% 600%以上
高度地区		
1高 : 第1種高度地区	3-2	日影規制 左側の建物は敷地境界線から5.5mを超える範囲、右側の建物は敷地境界線から10mを超える範囲の日影を規制する時間を設けます。
2高 : 第2種高度地区	4-2.5	
20m 2高 : 20m第2種高度地区	5-3	測定水平面の高さは平均地盤面+4.0m ただし、 <input type="checkbox"/> は、平均地盤面+1.5m
30m 2高 : 30m第2種高度地区	3-2	
3高 : 第3種高度地区	4-2.5	<input type="checkbox"/> は、平均地盤面+6.5m
20m 3高 : 20m第3種高度地区	4-2.5	
30m 3高 : 30m第3種高度地区	5-3	
40m 3高 : 40m第3種高度地区		
20m : 20m高度地区		
30m : 30m高度地区		
40m : 40m高度地区		
50m : 50m高度地区		
60m : 60m高度地区		
都市施設		
都市計画公園・緑地	都市計画道路 上名称 下幅員	道路式用途地域 境界線の指定幅

※原則として、路線式の指定は都市計画道路がある場合は計画線から、その他は道路境界線からとし、指定幅は特記がない場合は20mとしています。(詳細はお問い合わせください)
 ※中高層住居専用地域に指定されている都市計画道路沿線の路線式指定幅は20mとしています。
 ※中高層住居専用地域の(第三種)については、新街区では地区指定されていません。
 ※地区計画等の位置については、裏面をご覧ください。
 ※都市施設については「新都区画施設等都市計画図」をご覧ください。

1:10,000

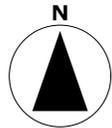
東京都市計画道路幹線街路環状第6号線 総括図6

[東京都決定]

縮尺 八千分の一

東京都市計画道路幹線街路環状第6号線 変更区間

1:4,000



練馬区

板橋区

中野区

1:8,000

0 100 500 1000m

凡例

区境	区役所	病院
町境	区民事務所庁舎	学校
丁目境	警察署	寺院
用途地域	交番	神社
容積率等	郵便局	主な施設
	消防署出張所	街区符号

	第一種低層住居専用地域(高さの最高限度10m)
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種生居地域
	第二種生居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	第二種準工業地域

用途地域等の境界線のとり方
 ○用途地域等の境界線は原則として道路、鉄道、河川等の中心線とていいます。
 ○路線式の指定は道路(都市計画道路がある場合はその計画線より)の端から20mです。
 ただし数値の指定がある場合は、その数値となります。

	20m		20m
	20m		20m

都市計画道路のない場合 都市計画道路のある場合

建ぺい率(%)	容積率(%)	80-300	80-500
3高(低7)	3高	3高	無(低12)
4-2.5	5-3	無	無
	日影規制		

高度地区	1高:第1種高度地区 12m 2高:第2種高度地区 7m 3高:第3種高度地区 無	12:最低限高度地区12m 7:最低限高度地区7m 無:高度地区なし
日影規制時間	3-2 4-2.5 5-3	右の数値は敷地境界線等から5mを超える範囲、右の数値は敷地境界線等から10mを超える範囲で適用される日影規制時間です。 測定の高さは、平均地面より4.0m(第一種低層住居専用地域は1.5m)

地区計画

番号	告示年月日	名称	種類
①	平成16.5.20	賽田袋四丁目地区地区計画	再開発等促進区を定める地区計画
②	平成16.10.17	目白駅前地区地区計画	一般型
③	平成16.1.31	立英大学南地区地区計画	街並み誘導型
④	平成16.11.16	環状5の1号線周辺地区地区計画	一般型
⑤	平成17.1.19	浦和173号線周辺地区地区計画	一般型
⑥	平成17.1.19	環状4線周辺地区地区計画	一般型
⑦	平成17.9.29	東池袋環状四丁目地区地区計画	一般型
⑧	平成18.4.12	池袋南池袋主要商業地区地区計画	一般型
⑨	平成20.6.20	東池袋四、五丁目地区地区計画	誘導等促進区
⑩	平成20.12.26	高松二丁目南側通り地区地区計画	一般型
⑪	平成21.7.31	南池袋二丁目A地区地区計画	再開発等促進区を定める地区計画
⑫	平成26.3.31	南池袋二丁目B地区地区計画	一般型
⑬	平成26.11.5	池袋本町四丁目42番地区地区計画	一般型
⑭	平成28.3.7	浦和1号線池袋南側地区地区計画	一般型
⑮	平成28.3.7	上池袋三丁目地区地区計画	一般型
⑯	平成28.3.7	池袋東口A地区地区計画	一般型
⑰	平成28.3.7	池袋東口C地区地区計画	一般型
⑱	令和4.3.14	南池袋二丁目地区地区計画	再開発等促進区を定める地区計画
⑲	令和2.3.31	池袋東口A地区地区計画	一般型
⑳	令和2.3.31	池袋東口B地区地区計画	一般型
㉑	令和2.3.31	池袋東口C地区地区計画	一般型
㉒	令和2.3.31	池袋東口D地区地区計画	一般型
㉓	令和2.3.31	池袋西口A地区地区計画	一般型
㉔	令和2.3.31	池袋西口B地区地区計画	一般型
㉕	令和2.3.31	池袋西口C地区地区計画	一般型
㉖	令和2.10.6	東池袋一丁目地区地区計画	一般型

※令和2年3月31日付で廃止

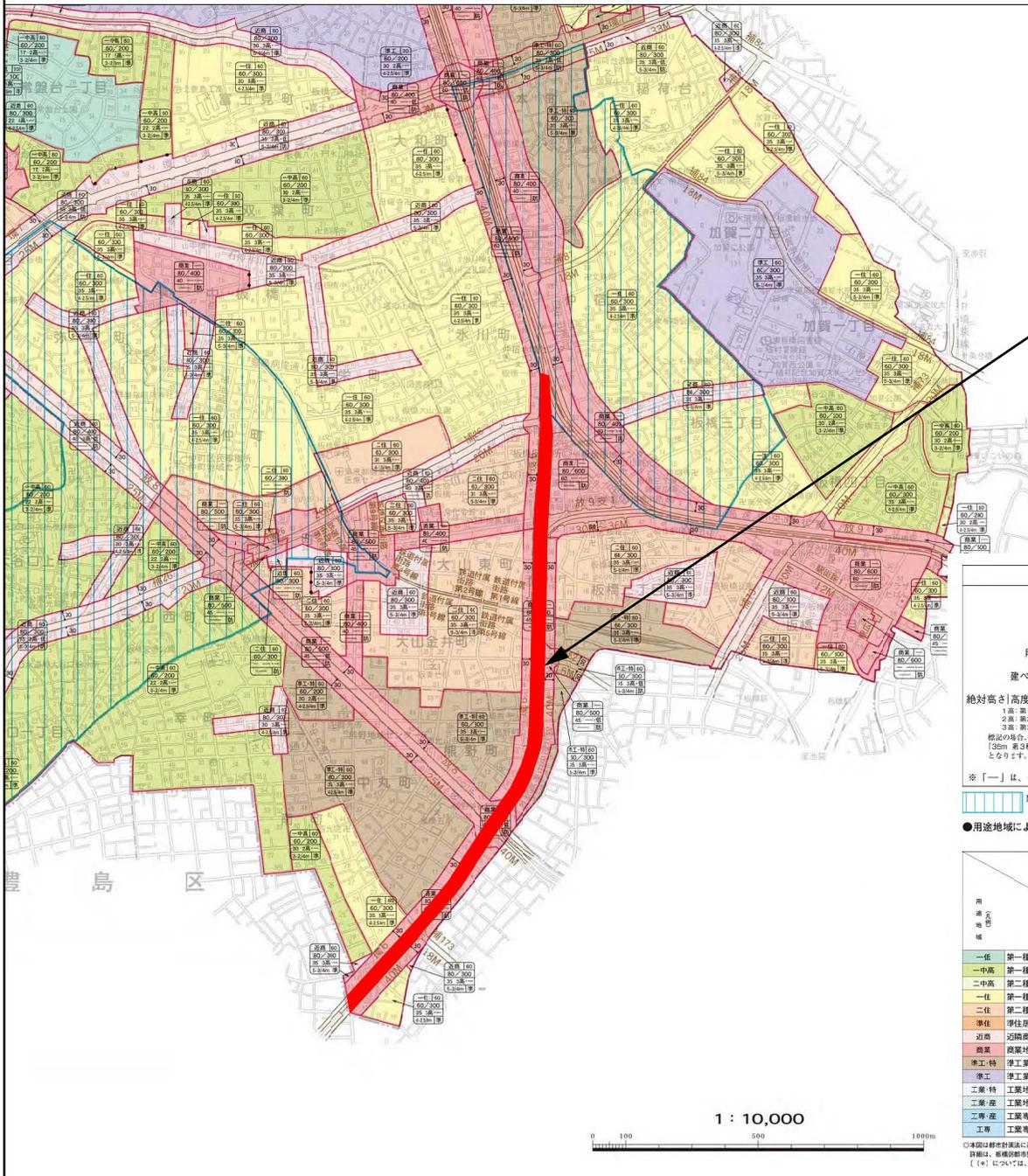
地区計画区域

	高度利用地区
	特定街区
	第一種文教地区
	第二種文教地区
	駐車場整備地区 (緑地の位置を示したもので)
	都市計画公園・緑地
	都市計画道路
	特定防災街区整備地区

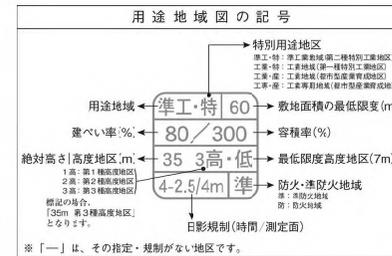
東京都市計画道路幹線街路環状第6号線 総括図7

(東京都決定)

縮尺 一万分の一



東京都市計画道路幹線街路環状第6号線 変更区間



- 建ぺい率**
建ぺい率は、敷地面積に対する建物の毛面積の割合のことをいいます。
建ぺい率(%) = 建築面積 / 敷地面積 × 100
- 容積率**
容積率は、敷地面積に対する全階の床面積の合計(延べ面積)の割合のことをいいます。
容積率(%) = 延べ面積 / 敷地面積 × 100
- 特別用途地区**
都市計画区域に基づく特別用途地区として都市工業地区(準工業地域の一部、工業地域、工業専用地域の一部)と併設しており、用途変更の育成・住居環境との両側を、事故防止を図ることを目的として、建ぺい率を定めています。
◎特別工業地区における制限は、「東京都建築工事業法」による。
- 高さ地区**
北方向の斜線制限から高さ制限を定めてはなりません。
第一種高さ地区 第二種高さ地区 第三種高さ地区
- 最高高度地区**
都市計画区域にあっては、建築物の高さを制限する目的で定められた地区です。
建築物の高さを7m以上としなければなりません。
- 最低高度地区**
建築物の高さを7m以上としなければなりません。
- 防火地域・準防火地域・新たな防火規制区域**
これらの地域では、一定規模以上の建築物に対して防火上の建築制限があります。

用途地域による主な建築用途制限

●用途地域による主な建築用途制限

○ 建築できるもの △ 規模等によっては建築できないもの × 建築できないもの

用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域(第二種特別工業地区)	準工業地域	工業地域(第一種特別工業地区)	工業地域(都市型産業育成地区)	工業専用地域(都市型産業育成地区)	工業専用地域
第一種低層住居専用地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第一種中高層住居専用地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二種中高層住居専用地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第一種住居地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二種住居地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
準住居地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
近隣商業地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
商業地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
準工業地域(第二種特別工業地区)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
準工業地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工業地域(第一種特別工業地区)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工業地域(都市型産業育成地区)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工業専用地域(都市型産業育成地区)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工業専用地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

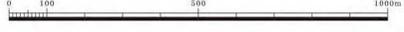
防火地域・準防火地域・新たな防火規制区域の建築制限

用途	防火地域	準防火地域	新たな防火規制区域
耐火建築物	○	○	○
防火地域	○	○	○
準防火地域	○	○	○
新たな防火規制区域	○	○	○

●**日影による中高層の建築物の制限**

用途	制限を受ける建築物	日影制限の判定基準	制限される日影時間
第一種低層住居専用地域	耐火建築物	15メートル	2時間以上 2時間以上
第一種中高層住居専用地域	耐火建築物	4メートル	2時間以上 2時間以上
第二種中高層住居専用地域	耐火建築物	4メートル	2時間以上 2時間以上
第一種住居地域	耐火建築物	4メートル	2時間以上 2時間以上
第二種住居地域	耐火建築物	4メートル	2時間以上 2時間以上
準住居地域	耐火建築物	4メートル	2時間以上 2時間以上
近隣商業地域	耐火建築物	4メートル	2時間以上 2時間以上
商業地域	耐火建築物	4メートル	2時間以上 2時間以上
準工業地域(第二種特別工業地区)	耐火建築物	4メートル	2時間以上 2時間以上
準工業地域	耐火建築物	4メートル	2時間以上 2時間以上
工業地域(第一種特別工業地区)	耐火建築物	4メートル	2時間以上 2時間以上
工業地域(都市型産業育成地区)	耐火建築物	4メートル	2時間以上 2時間以上
工業専用地域(都市型産業育成地区)	耐火建築物	4メートル	2時間以上 2時間以上
工業専用地域	耐火建築物	4メートル	2時間以上 2時間以上

1 : 10,000



◎本図は都市計画法に基づき、都市計画決定後、変更申請等に基づき変更されたものではないです。
 詳細は、都市計画課(電話:03-3579-2570)までお問い合わせください。
 【4】については、建築指導課(電話:03-3579-2573)までお問い合わせください。

東京都市計画道路の変更（東京都決定）

東京都市計画道路中、幹線街路環状第6号線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	環6	環状第6号線	品川区東品川二丁目	板橋区氷川町	目黒区中目黒四丁目 中野区本町二丁目 新宿区中落合三丁目	約 19,990m	地表式	4車線	40m	京浜急行電鉄本線と立体交差 東日本旅客鉄道東海道本線と立体交差 東海旅客鉄道東海道新幹線、東日本旅客鉄道横須賀線と立体交差 東日本旅客鉄道山手線と立体交差 2箇所 東急電鉄池上線と立体交差 東急電鉄目黒線と立体交差 東急電鉄東横線、東京地下鉄日比谷線と立体交差 小田急電鉄小田原線と立体交差 東日本旅客鉄道総武線、中央本線と立体交差 西武鉄道新宿線と立体交差 西武鉄道池袋線と立体交差 東武鉄道東上線と立体交差 自動車専用道と立体交差8箇所 幹線街路放射第3号線と立体交差 幹線街路補助線街路第5号線と立体交差 幹線街路補助線街路第49号線と立体交差 幹線街路放射第4号線と立体交差	

									幹線街路放射第5号線と立体交差 幹線街路補助線街路第25号線と立体交差 幹線街路補助線街路第60号線と立体交差 幹線街路放射第7号線と立体交差 幹線街路放射第8号線と立体交差 幹線街路と平面交差32箇所	
車線の数の内訳	4車線			約17,720m						
	6車線			約2,270m						
その他										
支線1	目黒区 大橋 一丁目	目黒区 大橋 一丁目		約170m	地表式	4車線	22m	幹線街路と平面交差1箇所		
支線2	目黒区 青葉台 四丁目	目黒区 青葉台 四丁目		約70m	地表式	1車線	8m	幹線街路と平面交差1箇所		
支線3	目黒区 大橋 二丁目	目黒区 大橋 二丁目		約80m	地表式	2車線	10m	幹線街路と平面交差1箇所		

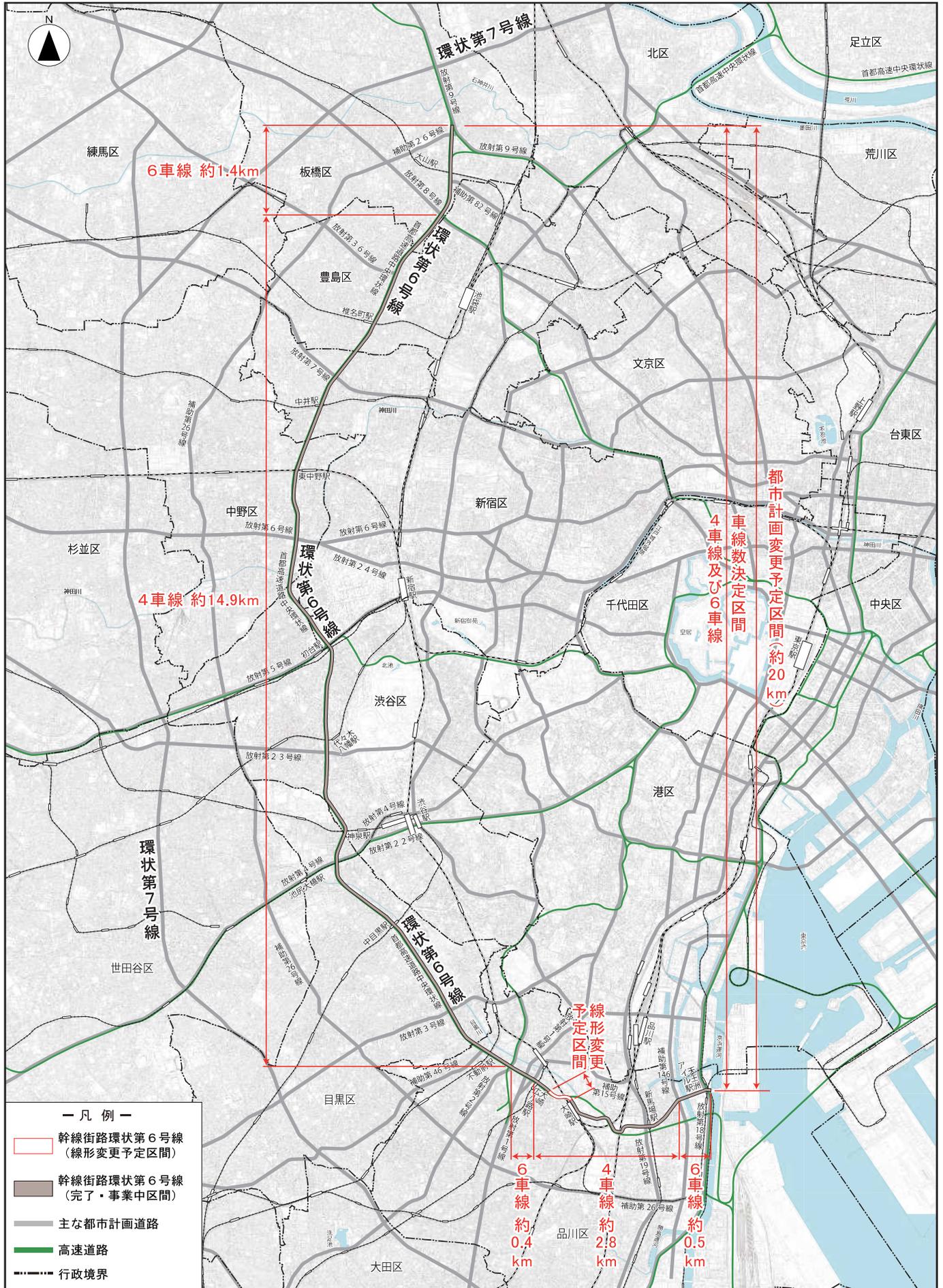
「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由：必要な都市計画道路幅員や機能が確保されていることが確認されたため変更する。

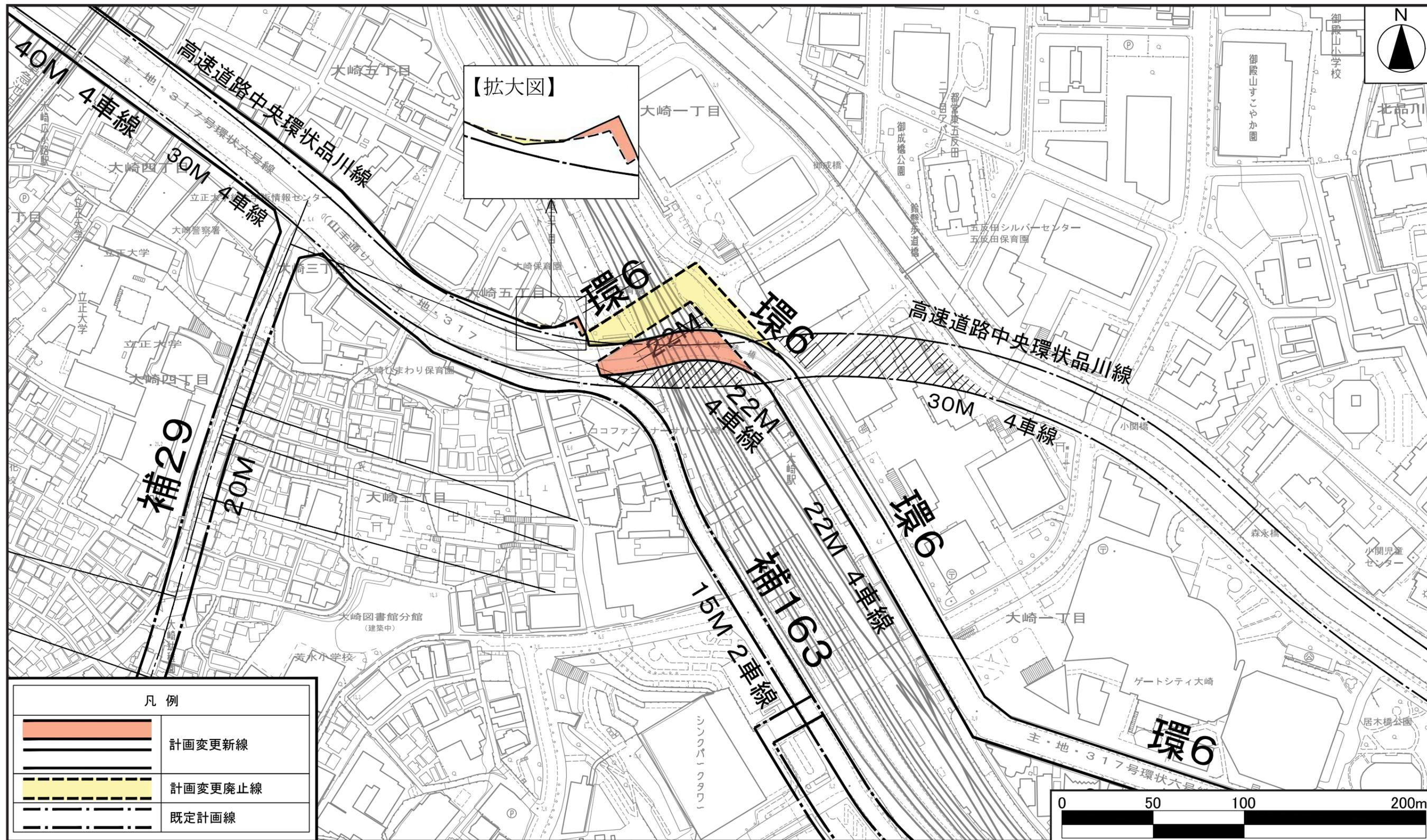
変更概要

名 称	変 更 事 項
環状第6号線	<p>1 延長の変更 約 20,050 m→約 19,990m</p> <p>2 一部線形の変更 品川区大崎一丁目～品川区大崎三丁目（中心線の振れ 最大約 43m）</p> <p>3 車線の数の決定 4車線（一部、6車線）</p> <p>4車線（支線1、目黒区大橋一丁目地内）</p> <p>1車線（支線2、目黒区青葉台四丁目地内）</p> <p>2車線（支線3、目黒区大橋二丁目地内）</p>

位置図



計画概要図



この地図は、国土地理院長の承認(平29国関公第444号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(5都市基交第330号)して作成したものです。無断複製を禁じます。
 (承認番号) 5都市基街都第27号、令和5年4月25日
 この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合があります。